

令和元年度「時間外勤務の上限設定について」に係る交渉の概要

1 交渉団体

鎌倉市職員労働組合・鎌倉市職員労働組合現業職員評議会

2 交渉回数

令和元年6月5日から10月2日まで 8回

3 市の提案及び職員組合の主張と合意内容

項目	市の提案内容	職員組合の主な主張	合意内容
時間外勤務の上限設定について	<p>対象職員は次の職員を除くすべての一般職職員とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働基準法第36条に規定する協定で定められるところにより超過勤務等を命ぜられる職員 <p>上限設定は労働基準法、国及び県の数値基準を踏まえて次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超過勤務等の限度時間 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1か月 45時間 (2) 1年 360時間 ・通常予見することのできない業務の大幅な増加等に伴い臨時的に限度時間を超えて超過勤務等を命ずる必要がある場合の超過勤務等の上限時間等 <ol style="list-style-type: none"> (1) 1か月 100時間 (2) 1年 720時間 (3) 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務等を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間 (4) 1年のうち1か月において45時間を超えて超過勤務等を命ずる月数について6か月 ・災害その他避けることのできない事由によって臨時の必要がある場合は、限度時間又は上限時間等が適用されない特例として超過勤務等を命ずるものとする。 	<p>上限設定は職員の健康管理を目的としたものであり、基準について異論はないが、残業の助長やサービス残業の発生につながらないよう、運用は慎重に協議が必要である。</p> <p>上限設定に係る市のチェック体制等、運用の指針を示すこと。</p> <p>上限設定の運用状況の確認や、超過勤務等の状況について必要な対応を協議するため、組合との協議の場を年1回設けること。</p>	<p>上限設定の数値基準は提案のとおりとする。</p> <p>超過勤務等の上限設定に係るチェック体制等については、運用の指針を作成し、運用開始の際に管理職に向けた説明会を実施するとともに、職員に周知する。</p> <p>年1回の協議については、各課等における超過勤務等の状況、限度時間又は上限時間等を超えた職員が発生した職場の状況報告及び対応状況、特例により超過勤務を命じた職場の状況の報告及び年次休暇・夏季特別休暇の取得状況を報告し、対応方法や運用状況について継続的に協議する。</p>